

新型コロナウイルス緊急事態宣言への対応について

令和2年4月8日

一般社団法人日本建設機械施工協会

当協会では、かねてより新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため、在宅勤務や早出遅出勤務の実施、イベント等の自粛やテレビ会議・メール審議の活用などに取り組んで参りました。

こうした中、新型コロナウイルス緊急事態宣言を受けて、当協会においても更なる感染拡大防止に向けて下記のとおり対応させていただくことといたしました。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施期間 令和2年4月8日（水）から5月6日（水）まで
2. 実施機関 本部、関西支部および九州支部
※上記3箇所は緊急事態宣言の対象区域内に所在する事務所です。
3. 業務対応 原則として、本部、関西支部および九州支部へのご訪問はお断りさせていただきます。なお、協会業務につきましては、勤務態勢を縮小して継続しておりますので、ご相談、お問い合わせ等につきましては、電話またはメールでのご連絡をお願いいたします。

以上